

地方自治特論 A

(地域政府再編論)

2017 年度春学期

第 12 回 (資料)

2017. 7. 13 (木)

第 3 時限 (13: 00~14: 30)

3 号館 811 室

片木 淳

katagi@waseda.jp (◎は@)

小生の講義も、余すところあと 2 回になりました。

講義最終日（7 月 27 日）24 時までに、「地域政府の再編をめぐるテーマ」について、A4 で 5 枚以内のレポートを片木宛、メールで提出してください（第 1 回講義資料又は下記ホームページ参照。小生からの受取りメールを必ず確認のこと）。

<http://www.f.waseda.jp/katagi/jititokuronA.html>

次回までに

(討論資料) 全国町村会・道州制と町村に関する研究会「『平成の合併』をめぐる実態と評価」、(平成 20 年 10 月、抜粋、本資料の最後に掲載) を読んで、研究しておくこと。

1 平成の大合併の財政効果

1.1 総務省「市町村の合併に関する研究会、平成17年度報告書」(抜粋)

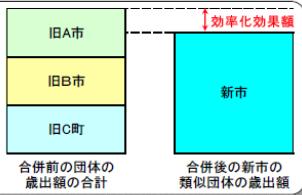
市町村合併による効率化効果

試算の基本的考え方

- ・合併後の歳出水準は、最終的には、概ね現在存在する同様の人口規模の団体（「類似団体」（人口・産業類型別就業者数により分類））に近似した水準に効率化すると想定
- ・なお、合併直後は、一時的に経費が増加（システム統合や計画的まちづくり等の経費など）

試算方法

- ・H11年4月～18年3月における合併市町村557団体を対象に試算（参考：(H11.3.31)3,232→(H18.3.31)1,821）
(H15決算額)
- ・合併後の市町村の類似団体の歳出額と合併前の構成団体の歳出額の合計とを比較
(H15決算額)



【効率化効果額】

概ね2016年度以降において、年間約1.8兆円の効率化
(概ね合併後10年) (うち人件費:約▲5,400億円(職員数相当:約▲12万7千人))

【出典：総務省 HP「広域行政・市町村合併」「市町村合併資料集」「合併研究会」「平成17年度研究会～平成18年度研究会」「報道発表資料（概要・研究会メンバー・開催経緯等）（PDF）」（平成18年5月10日）】

1.2 市町村合併による三役・議員関連人件費の削減効果

合併前と後で、単年度比較▲1200億円程度の削減が見込まれる。

(削減率32.5%)

【試算方法】

- 三役・議員の減員数について、都道府県から聞き取りにより調査をしたものとベースとして試算した。なお、この数値については、今後変動する可能性がある。
- 「合併前」の数値は、平成15年度のものを使用した。「合併後」の「三役の数」は平成18年3月31日の見込み数、「議員の数」は在任特例などの措置終了後のものである。
- 「給料総額」及び「報酬総額」は、「平成15年地方公務員給与の実態（総務省）」及び「平成15年度決算統計（総務省）」を基に試算した。

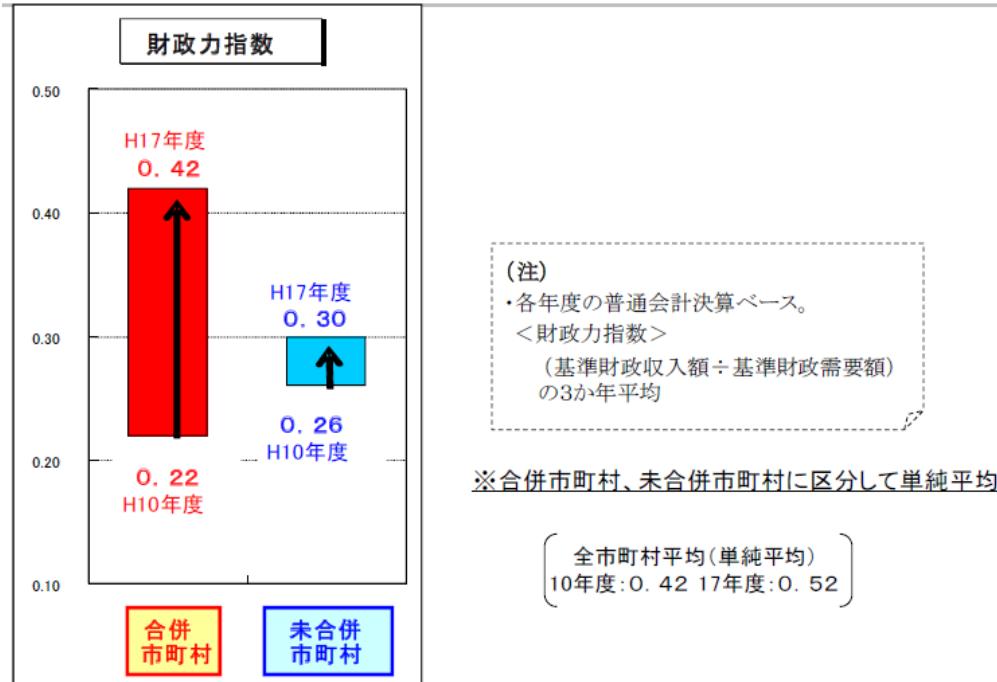
	合併前	合併後
市町村の三役の数 (首長、助役、収入役)	9,535人	▲3,575人 5,960人
給料総額	780億円	490億円 △約290億円減 (約37%減)

	合併前	合併後
市町村の議員の数	56,533人	▲17,591人 38,942人
報酬総額	2,910億円	2,000億円 △約910億円減 (約31%減)

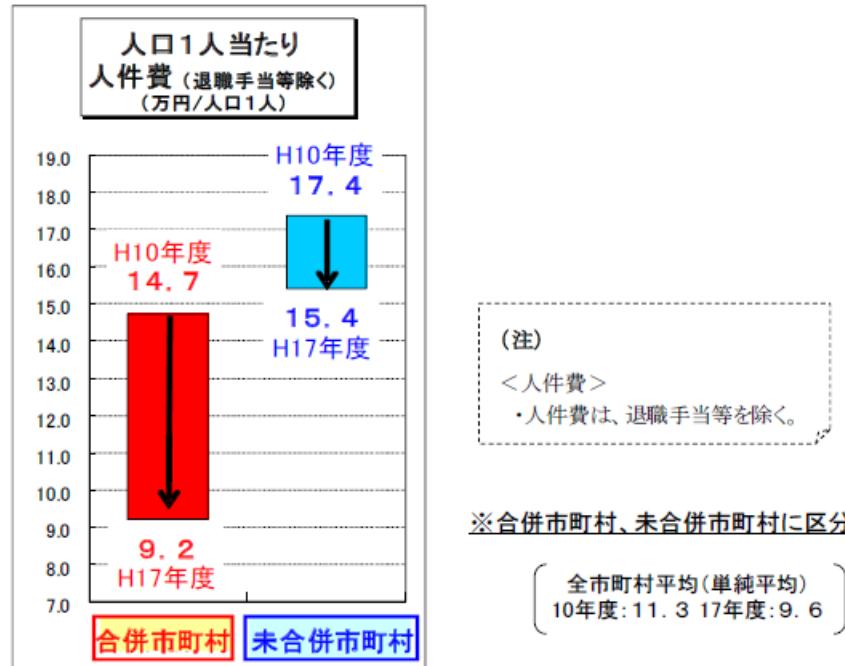
給料・報酬の総額	3,690億円	2,490億円 △約1200億円減 (約32.5%減)
----------	---------	---------------------------------------

【出典：総務省 HP「広域行政・市町村合併」「市町村合併資料集」「合併研究会」「平成17年度研究会～平成18年度研究会」「報告書」（平成18年5月10日）】

1.3 人口1万人未満市町村（H11.3.31時点）における財政力指数の変化（総務省「『平成の合併』の評価・検証・分析」（平成20年6月）

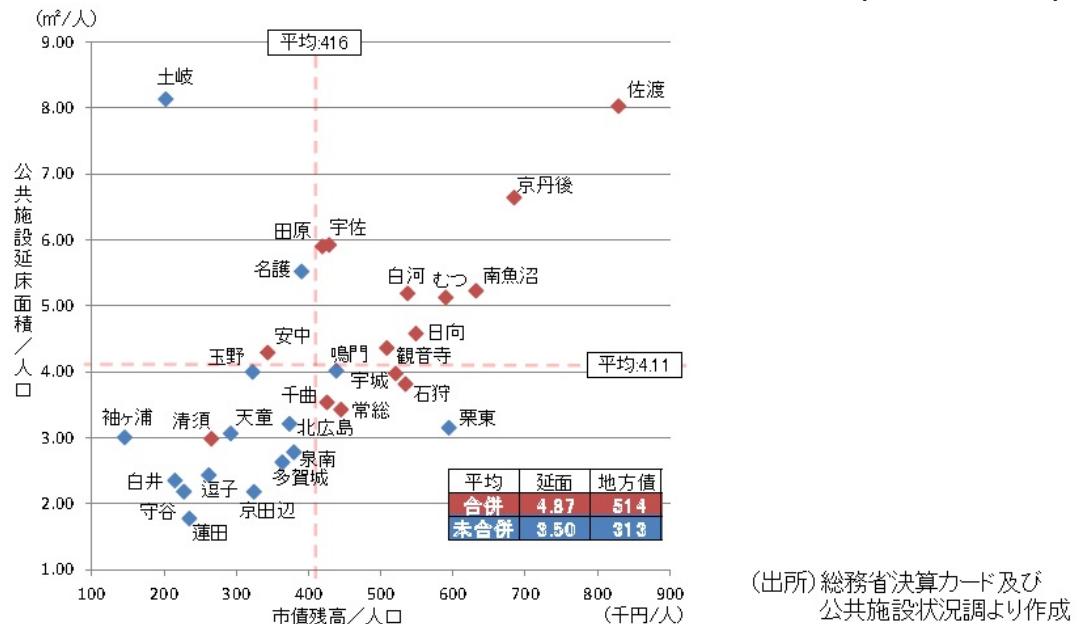


1.4 人口1万人未満市町村（H11.3.31時点）における人口1人当たり人件費の変化



【出典：総務省 HP「広域行政・市町村合併」「市町村合併資料集」「合併研究会」「平成17年度研究会～平成18年度研究会」「報道発表資料（概要・研究会メンバー・開催経緯等）（PDF）」（平成18年5月10日）】

1.5 人口 6-6.5 万人市の人団1人当たり延床面積と地方債残高の関係(平成 23 年度末)



【出典：日本政策投資銀行（DBJ）「合併市町村が直面する財政上の課題」（2013年11月）】

2 合併特例財政制度

2.1 合併市町村に対する財政上の支援措置（主なもの）

		旧合併特例法	新合併特例法
対象		①平成17年3月末までに合併 ②平成17年3月末までに申請し、18年3月末までに行われる合併（経過措置）	平成17年4月から22年3月末までの合併
補助金	合併準備補助金	平成11年度以降設置された法定合併協議会の構成市町村に対し、市町村建設計画の作成等に要する経費について1市町村あたり500万円を上限に補助。	廃止
	合併市町村補助金	市町村建設計画に位置付けられた事業に要する経費について、関係市町村の人口規模に応じて算出される額（6千万円～3億円）の合算額を新市町村に補助。	廃止
普通交付税	合併算定額	合併年度及びこれに続く10年度は普通交付税を旧市町村が存続したものとして算定した額を保障。その後5年度は段階的に削減。その後5年度は段階的に削減。	旧市町村が存続したものとして算定した額を保障する期間を段階的に5年度に短縮。段階的な削減期間は5年度で同じ。
	合併補正	合併直後に必要となる臨時の経費について基準財政需要額に算入（5年間）。	
特別交付税	包括的支援	合併を行う新たなまちづくり等に対する包括的措置（3年間）。	廃止
	合併準備経費	合併協議会への負担金等、合併の準備に要する経費に対する措置。	
	合併実行経費	合併市町村の速やかな一体性の確立を図るため、電算システムの統合等、合併前に必要な経費に対する措置。	
公債負担格差是正		旧市町村間の公債負担の格差是正を図るために繰上償還に伴う補償金に対する措置。	
地方債	合併特例債	【対象事業】 ①市町村建設計画に基づいて行うまちづくりのための建設事業に要する経費 ②合併市町村振興のための基金の積立てに要する経費 【対象期間】合併後10年間 →被災地20年間、その他15年に延長 【充当率】95% 【交付税算入率】70%	廃止
	合併推進債	【対象事業】（合併前の事業） 合併重点支援地域に指定された市町村が行う事業 【対象期間】合併後10年間 【充当率】90% 【交付税算入率】50%	【対象事業】（合併前後の事業） 都道府県の合併構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併市町村が行う事業 【対象期間】合併後10年間 →被災地20年間、その他15年に延長 【充当率】90% 【交付税算入率】40%

【出典：日本政策投資銀行（DBJ）「合併市町村が直面する財政上の課題」（2013年11月）】

2.2 旧「合併特例債」

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業および基金の積立に要する経費については、合併年度及びこれに続く10年度に限り認められ、その元利償還金の一部について、普通交付税措置を行うこととされていた（平成17年度以降廃止、ただし、経過措置）。

(1) 市町村建設計画に基づく対象事業

- ① 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業
- ② 合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- ③ 合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

(2) 基金対象事業

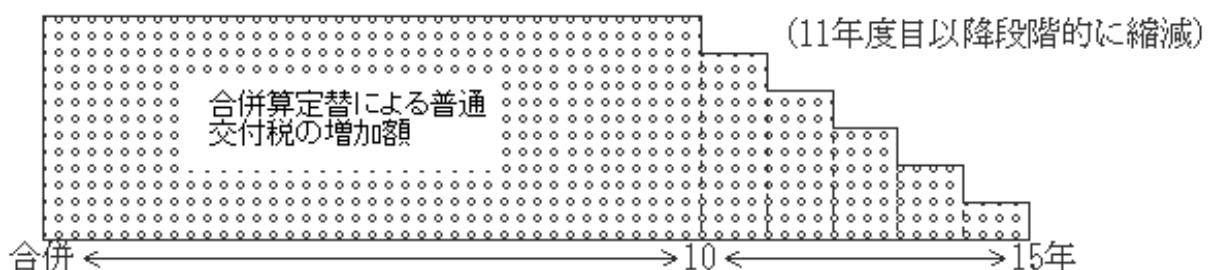
- ① 新市町村の一体感の醸成に資するもの
 - （例）イベント開催、新市町村のCI、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等
- ② 旧市町村単位の地域振興（旧市町村において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の旧市町村を単位とする地域振興を含む。）
 - （例）地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策等

(3) 充當率及び普通交付税措置

充当率は対象事業費の概ね95%とし、その元利償還金の70%について、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される。

2.3 旧「合併算定替」

新市町村の状態で算定（一本算定）した財源不足額が、合併前の合併関係市町村ごとに算定した財源不足額の合算額を下回る場合に、後者の額を普通交付税の額とするもの。市町村の合併に伴う財源不足額の減少を防止し、合併の障害を除去するための特別措置。適用期間が「15か年度間」（11年度目以降は、段階的に縮減）に延長されていたが、平成17年度以降は、「10か年度間」（6年度目以降は、段階的に縮減）に戻った（ただし、経過措置）。



【以上、出典：総務省ホームページ旧「合併相談コーナー」】

2.4 市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年）による改正

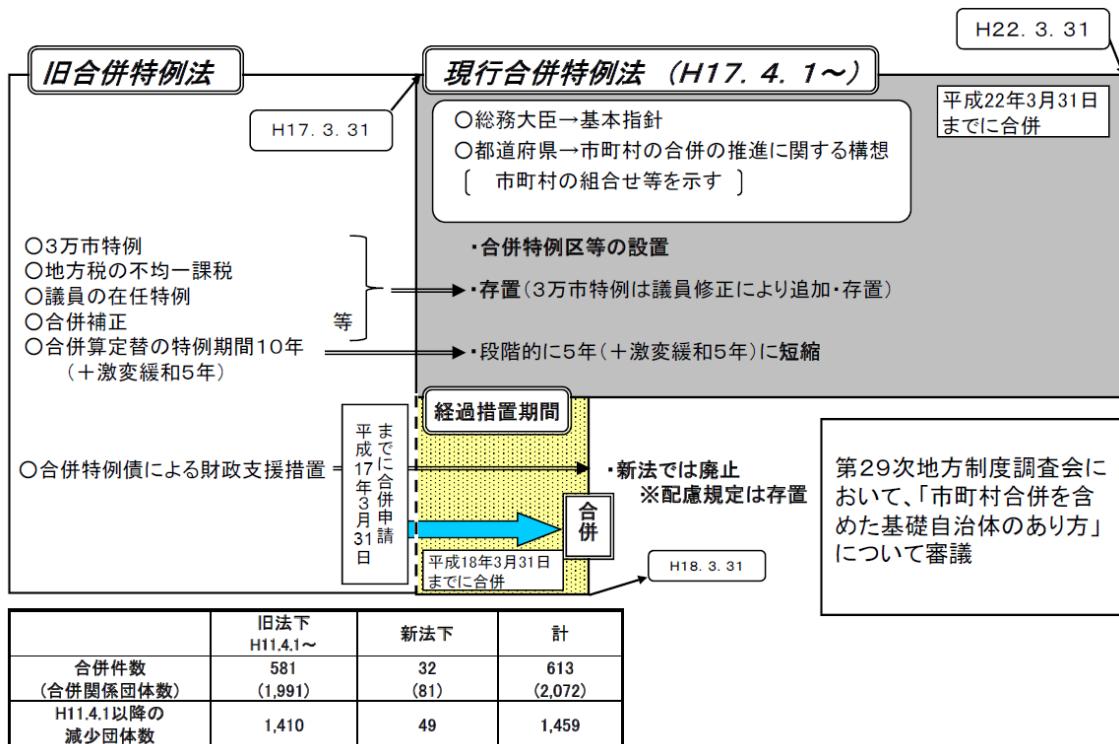
- ① 市町村建設計画は合併市町村基本計画と名称を変更し、所要の規定の整備を行う。
- ② 合併特例債は廃止する。
- ③ 合併算定替については、現行法の合算特例期間 10 年を段階的に 5 年に短縮し、激変緩和期間は現行法と同様に 5 年とする。

○ 施行期日

この法律は平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年 3 月 31 日限りその効力を失う（5 年間の限時法）。ただし、平成 17 年 3 月 31 日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに行われる市町村の合併については、現行法が適用される。

【出典：総務省のホームページ資料】

2.5 旧合併特例法と合併新法との比較



【出典：平成 20 年 11 月 11 日、総務省「地方分権改革推進委員会ヒアリング資料」「合併のための特例法】

2.6 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 10 号、同年 3 月 31 日公布、4 月 1 日施行）の概要

1 題名

法律の題名が「市町村の合併の特例に関する法律」に改められた。

2 目的

目的が「自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化」から「自主的な市町村の合併の円滑化」に改められた。

3 市となるべき要件

- ① 合併後の普通地方公共団体の市となるべき要件は人口 3 万以上を有することとする特例が廃止された。
- ② 市の区域の全部を含む新設合併については、地方自治法に規定されている市となるべき要件のいずれかを備えていない場合であっても、市となるべき要件を備えているものとみなす特例が存置された。

4 地方交付税の額の算定の特例

- ① 地方交付税の額を算定する場合においては、合併市町村については、市町村の合併に伴い臨時に増加する経費の需要を基礎として、基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする特例が廃止された。
- ② 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた年度及びこれに続く 5 年度について、合併関係市町村が当該年度の 4 月 1 日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後 5 年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とするものとされた。

5 市町村の合併の推進に関する構想等

- ① 総務大臣は、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針を定めるものとする規定が廃止された。
- ② 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めるものとする規定が廃止された。
- ③ 都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする規定が廃止された。
なお、改正法の施行後も、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として独自に市町村の合併に関する審議会等を置くことは差し支えない。
- ④ 合併協議会設置の勧告等に関する規定等が廃止された。

6 国、都道府県等の協力等

- ① 国は、都道府県及び市町村に対し、これらの求めに応じ、市町村の合併に関する助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとされた。
- ② 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、市町村の合併に関する助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとされた。

7 有効期限

- ① 法の有効期限が平成 32 年 3 月 31 日まで延長された。

【出典：総務省 HP 「市町村合併資料集」「市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（平成 22 年 4 月 1 日、総行市第 121 号、各都道府県知事宛総務副大臣通知）より要約、抜粋。】

2.7 市町村の姿の変化に対応した交付税算定について（平成 26 年度）

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したこと踏まえ、合併後の市町村の財政需要を的確に把握し、普通交付税の算定に反映。

平成26年度の見直し項目

■支所に要する経費の算定

- ・合併団体の支所が、住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、当該支所に要する経費を交付税の算定に反映

【算定方法】

- ・旧市町村の役場＝支所とみなして(本庁が所在する旧市町村役場は除く)、下記の算式により、旧市町村ごとに算定

$$\text{標準的な支所の経費} \times \text{所管区域人口の多寡による補正} \\ (\ast 1) \quad \times \text{本庁からの距離の遠さによる補正} (\ast 2)$$

※1 所管区域人口8,000人、本庁からの距離16kmで約2.4億円

※2 離島の支所は、陸路と海路で実態が異なることを踏まえ、水路距離を2倍として算定

- ・旧市町村ごとに算定した額を合算し、合併団体の一本算定に平成26年度以降、3年間をかけて3分の1ずつ段階的に加算(合併算定替の需要額には加算しない)

【平成26年度算定額】

1,154億円(支所需要額3,463億円の3分の1)

【参考】上記の「支所に要する経費」以外の見直し項目

下記について、引き続き市町村の実情を踏まえた検討を進め、平成27年度以降、順次交付税算定に反映

■人口密度等による需要の割増し

- ・合併により市町村の区域が拡大したことにより増加が見込まれる経費(消防、保健・福祉サービスに要する経費等)を反映
- ・離島を合併した団体の需要についても別途検討

■標準団体の面積の見直し

- ・交付税の算定に用いている標準団体の面積を拡大する方向で見直し。これに伴い、標準団体の施設数(公民館、消防の出張所等)を見直し、単位費用に反映等

【出典：総務省 HP 「広報・報道 > 報道資料一覧 > 平成 26 年度 普通交付税の算定結果等」(平成 26 年 7 月 25 日)】

2.8 市町村の姿の変化に対応した交付税算定について（平成27年度）

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併後の市町村の財政需要を的確に把握し、平成26年度の普通交付税の算定から、順次、算定に反映。
(各見直し項目は、見直し年度より3年間をかけて段階的に算定に反映)

平成27年度における対応 H27算定額(合併団体(以下同じ)) 合計 2,683億円

<平成27年度の新たな見直し項目>

消防費 【H27算定額 299億円(884億円の3分1程度)】

- 標準団体の面積の見直し($160\text{km}^2 \rightarrow 210\text{km}^2$)に伴い、標準団体における出張所数を見直し(2箇所→3箇所)。これに伴う人件費等の増を単位費用に反映
- 旧市町村における常備消防機能(消防署所)の維持に係る経費を反映
 - 旧市町村(人口8,000人規模)における標準的な消防署所の経費を設定(消防吏員の人件費及び消防車・救急車等の物件費を算入)
 - 旧市町村の消防署所に要する経費について下記により算定
次の算式により旧市町村(本庁が所在する旧市町村を除く)ごとに算定
$$\boxed{\text{標準的な消防署所の経費} \times \text{所管区域人口の多寡による補正} - \alpha}$$

※ α :合併団体の一本算定の需要額に算入されている額との調整を行うもの
※旧市町村ごとに算定した需要額を合算し、合併団体の一本算定に加算(合併算定替の需要額には加算しない)
- 消防団に要する経費等について、人口密度に応じた補正を充実
(対象団体を $200\text{人}/\text{km}^2$ 未満の団体→ $450\text{人}/\text{km}^2$ 未満の団体に拡充等)

清掃費 【H27算定額 59億円(167億円の3分の1程度)】

- 標準団体の面積の見直し($160\text{km}^2 \rightarrow 210\text{km}^2$)に併せて、ごみ収集・運搬に要する経費を見直し、単位費用に反映
- 人口密度が低い団体においては、ごみ収集・運搬に要する経費が増加する実情を踏まえ、人口密度に応じた補正を新設
※一本算定にのみ適用(合併算定替には適用しない。)

離島への対応 【H27算定額 7億円(20億円の3分の1程度)】

- 離島であることにより増加する経費のうち、消防費・清掃費に係るものについて、隔遠地補正・属島補正を充実し、離島の団体の需要額を割増し

<平成26年度に着手した見直し項目>

支所に要する経費 【H27算定額 2,318億円(3,477億円の3分の2程度)】

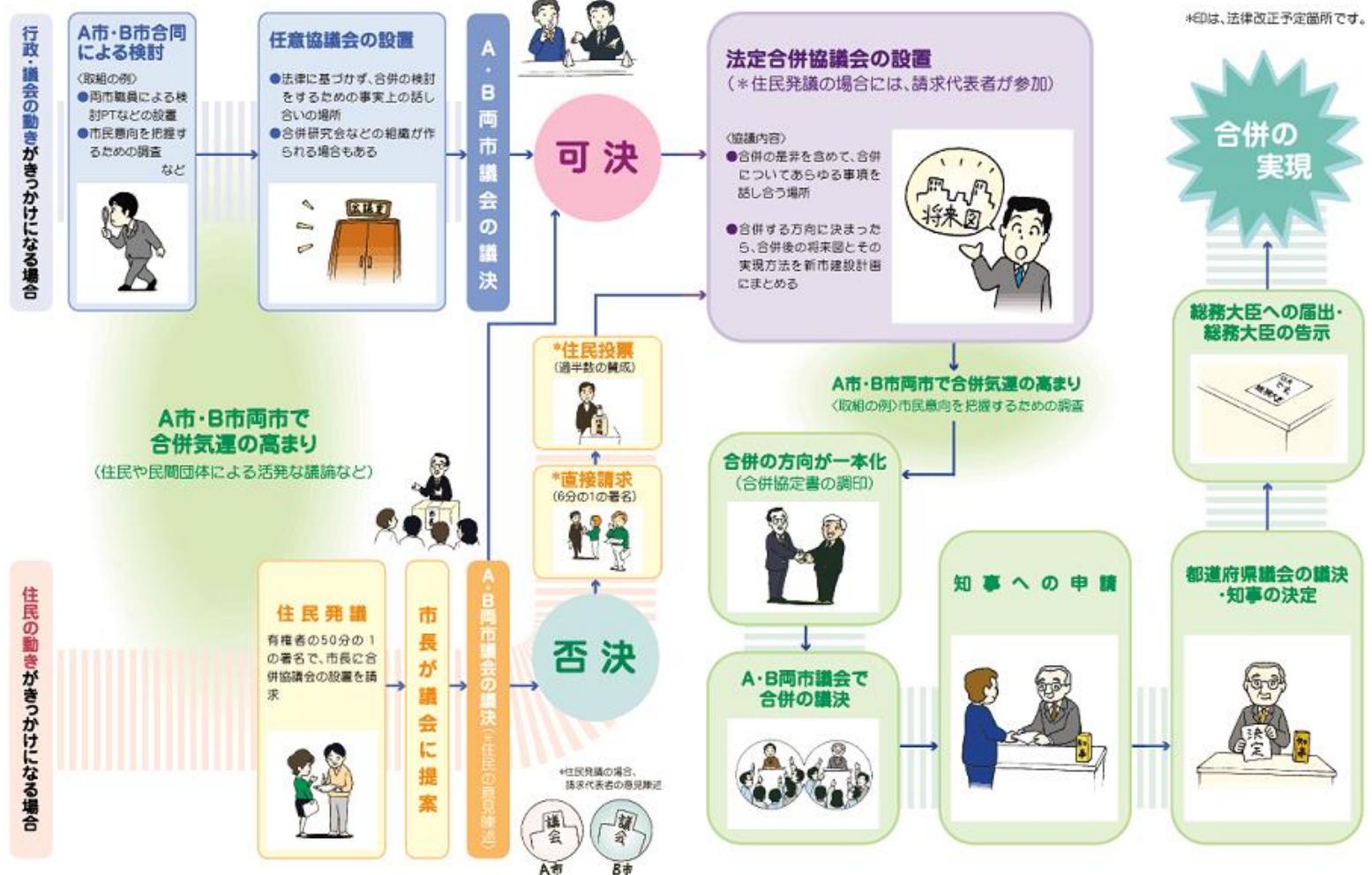
【参考】平成28年度以降の見直し項目

下記について、引き続き市町村の実情を踏まえた検討を進め、平成28年度以降、順次交付税算定に反映

- 保健衛生費、小中学校費、徴稅費等:標準団体の経費を見直し、人口密度による補正を新設・充実
(例:検診等に要する経費、給食センター、徴稅に要する経費、公民館等)
- 上記以外の費目:標準団体の面積の見直しを踏まえて単位費用を充実 等

【出典: 総務省 HP「広報・報道 > 報道資料一覧 > 平成27年度 普通交付税の算定結果等」(平成27年7月24日)】

3 市町村合併の手続き



【出典：東京都総務局行政部「区市町村行財政改革のホームページ」「考えてみませんか東京の市町村合併」「10. 市町村合併の手続きってどうするの？」】

(次回討論資料)

全国町村会・道州制と町村に関する研究会「『平成の合併』をめぐる実態と評価」 (平成 20 年 10 月、抜粋)

3 合併推進の問題点

[1] 市町村を合併に向かわせたもの

本来、市町村合併は、市町村の自主性に基づいて行われるべきものである。従って、たとえば高度化・多様化する行政需要、広域行政や地方分権時代への対応として、合併が必要であると市町村が判断すれば、合併を進めるべきだろう。

実際、行政需要の高度化・多様化への対応を合併を選択した理由としてあげた声もあった。人口減・高齢社会の到来に際して、特に教育・福祉分野への対応を図るために合併を選択した市町村、また、日常生活圏、経済圏の拡大への対応、すなわち広域行政への対応を合併の目的にあげた市町村もあった。さらに、地方分権時代への対応、スケールメリットを活かした地域の活性化を目指して合併を進めた市町村もあった。

ところが、ヒアリングの結果、市町村が自動的に望んでいないにもかかわらず、合併を余儀なくされた側面が少なくないことがわかった。

(1) 財政問題

今回ヒアリング調査を行ったほとんどの市町村が合併の理由として第一にあげたのが、財政問題だった。そして、財政問題の主因は、① 公債費の増加、② 地方交付税の削減、③ 交付税額の見通しの不透明さであった。

1990年代に国策として進められた景気浮揚目的の公共投資により、各市町村は大きな起債残高を抱えることとなった。そうして生まれた起債が償還期を迎えると、公債費が大幅に増加した頃に、地方交付税の削減が始まった。特に小規模市町村（その多くは町村）は、段階補正の見直し（第1段階：平成10年度～：人口4,000人以下の町村が対象・第2段階：平成14年度～：人口5万人以下の市町村が対象）に加えて、平成16年度の地方交付税・臨時財政対策債の大幅削減（いわゆる「地財ショック」）というダブルパンチを受け、財政危機に直面した。

また、予告なしに突然市町村を襲った「地財ショック」は、市町村に対し、交付税額の見通しの不透明さを強く印象づけることとなった。地方交付税に財源の多くを依存する財政力指数の低い市町村にとって、交付税額の見通しがつかないことは、財政の将来予測性の喪失を意味する。

一方、合併した市町村に対しては、財源の将来的な確保を謳った措置がとられた。それが、合併算定替措置であり、合併特例債制度だった。

このように、財政措置に伴う「アメとムチ」により、特に自主財源に乏しい小規模市町村は合併推進を余儀なくされた。

(2) 府県の強力な指導

「平成の合併」にあたって、残念だったのは、府県の合併に対する態度であった。今回の調査において、国や府県の指導を合併理由にあげた市町村が少なくなかった。なかには、府県が半ば強制に近い形で合併を指導したという声もあるなど、市町村による「自主合併」とは言い難い、強引な手法も見受けられた。

府県の合併担当職員が合併を熱心に推進するのは、職務の遂行上当然かもしれない。しかし、市町村合併の推進によって、地域社会が広域的にどのように変化していくのか、明確な展望もなく国の指導のままに対応したと言わざるを得ない。そこからは残念ながら府県の広域自治体としての新たな姿勢を見出すことは難しい。

[2] 国の合併推進策の問題点

このように、市町村が合併に踏み切った理由を考察すると、今回、国がとった合併推進策は、その形成・展開過程において、3つの大きな問題点を抱えていたことがわかる。

(1) 財政措置に偏った合併推進策

総務省が合併推進の目的としてあげているのは、① 広がる日常生活圏への対応、② 少子・高齢社会到来への対応、③ 地方分権による市町村の役割の変化への対応、④ 厳しい財政状況への対応の4点だが、合併推進のために用いられた手段は、その多くが財政措置であった。合併特例債というアメ、地方交付税削減（とりわけ小規模市町村においては段階補正の廃止）というムチ、財政措置によるアメとムチを使い分けながら、市町村合併が進められた。

財政措置に偏った合併推進策により、全国の市町村が、合併に誘導され、結果として、地方（特に農山村）が相次いで合併を余儀なくされた。こうした誘導的な行政手法は、分権時代の流れに逆行するものであり、将来に禍根を残すことになったのではないか。

(2) 広域行政・地方分権に対する誤解

合併推進の目的として、地方分権の受け皿としての基礎自治体の強化、日常生活圏の広域化への対応が言われるが、これは2つの点で地方自治を誤解している。

1つは、市町村規模と行政能力が比例するという誤解である。今回の調査検証から、小さいからこそ行政能力を高め、効率的な行政を実現している町村の存在が明らかとなった。

こうした町村では、住民の負担と参加を得ながら行政を進めるという住民自治の精神が醸成されており、行政と住民の間で問題意識が共有され、限られた財源の中で、双方の合意のもと、費用を抑えたうえで、納得度の高い行政運営を実現している。

2つは、広域行政は1市町村単位でしか行えない、すなわち、1つの自治体にしないと行政体制が整備されないという誤解である。

小規模町村では、必要な行政が担いきれない場合は広域行政で対応してきた。広域行政の制度として、既に広域連合や一部事務組合等の枠組が用意されており、全国町村会も広域行政制度をさらに充実させるために、「市町村連合」を提唱してきたところである。それぞれの制度の役割を明確にしないままに、広域行政ニーズの拡大が合併の必要性にストレートに結びつけられたことに、今回の合併推進策の問題点の1つがある。合併に代わる広域行政制度の再検討が必要である。

(3) 合併推進の強引さ

本来、合併は、市町村の自主性のもとに行われるならば、否定されるべきものではない。ところが、調査結果によれば、国（総務省）、ならびに、国の意を受けた府県による強引な合併誘導策が目立ち、市町村の自主性が尊重されたとは言い難い実態が明らかとなった。

強引さゆえに、合併について誤った方向に市町村を導いたとみられるケースもあった。合併さえすれば、財政的困窮が解消するのではないかとの誤解が広まった結果、「サービスは高く、負担は低く」という合言葉が流布し、駆け込み事業も多発した。また、合併算定替が「交付税“額”の保証」であると誤解して合併に踏み切り、合併後に財政計画の大幅な見直しを余儀なくされた事例もあった。やみくもに合併を推進するのではなく、こうした誤解を打ち消し、合併に際して冷静な議論を呼びかける努力が必要だったのではないか。

[3] 市町村合併が見落としたもの

今回の調査からは、市町村合併が、これまで育まれてきた行政と住民相互の連帯、これを基礎とした自治の構築を停滞させた一面が浮かび上がってきた。

いま、地域間格差が社会問題として顕在化するとともに、対応策として、「地域再生」の必要性が打ち出されている。

地域ごとに、地域の特性に応じた生きる力・生きる術を養い、蓄えていくことが地域再生には必要である。そして、そうした力すべてを養い、蓄え、これを実践する場が「地域共同社会」である。この「地域共同社会」は、社会経済の急激なグローバル化に伴い、消滅の危機にある。したがって地域の再生のためには、この「地域共同社会」をいかに維持再生するかを念頭に置いて考えるべきではないだろうか。

その点、市町村合併は、市町村行政の体制を守った側面もなくはないが、これまで育まれてきた「地域共同社会」の取り組みの重要性を見落としてしまったのではないか。

【出典：全国町村会 HP 資料より抜粋】